

1. 業務名

源泉利用実態・管理運用調査業務

2. 委託期間

契約締結の翌日から令和8年2月13日（金）（予定）

3. 目的

本業務は、弟子屈町温泉事業において更なる地熱資源の有効利用及び事業展開を実施するために、地熱資源の有効活用且つ保護の安定的な継続、地熱資源の確保及び利用拡大に必要な調査及び課題把握、課題解消等の検討を行うものである。

4. 業務内容

（1）調査、分析、検討

ア 文献調査及び現地調査による温泉資源利用における現状の分析及び課題把握

弟子屈町温泉事業特別会計行う温泉事業に使用している次の源泉及び配湯状況について、文献調査及び現地調査により、源泉の温度及び揚湯量等の利用状況、地域への配湯状況や施設等の現況調査を実施し、源泉及び町給湯事業における状態の把握をすること。

- ①中央源泉
- ②6号源泉
- ③2号源泉
- ④桜丘源泉
- ⑤3号源泉

※配湯網、源泉位置等は別紙位置図のとおり。

この調査結果を基に、源泉の利用状況、地域への配湯状況等の分析を行い、温泉資源の利用における課題把握、整理を行うこと。この際に必要となる源泉、配湯状況等に関する情報は適宜提供する。

なお、課題把握等にあたっては、現在建設予定である町複合施設での温泉利用を前提とすること。町複合施設への温泉供給条件は次のとおりとする。

- ①90℃・85ℓ/min（中央配湯所より供給）
- ②40℃・15ℓ/min（弟子屈小学校での温泉暖房後の温泉水を供給）

イ 温泉資源保護且つ利用拡大に向け、アの調査による課題の解消及び地熱資源の効率的な利用方策の検討

弟子屈市街は温泉保護地域に指定されており、温泉資源の有効利用と同時に温泉資源保護を行う必要があることから、アの調査結果による課題の解消及び地熱資源の効率的な利用方策の検討を行うこと。

検討にあたっては、本年度に別途町が実施する未利用井の還元能力等に関する調査結果（調査結果については適宜町より提供する）を踏まえたものとするとし、温泉水の利用の過程で余剰が生じる場合は、資源保護の観点から還元井への還元を基本とすること。

ウ 温泉モニタリングシステムの整備拡充の検討

温泉資源可視化のため温泉モニタリングシステムを導入し管理を行っているが、更なる温泉資源の有効活用にあたり、観測箇所、観測項目、設置機器等の整備拡充を検討すること。この際に必要となる観測情報等は適宜提供する。

(2) その他

本業務は、北海道補助金「地熱資源利用促進事業費等補助金」の活用を予定するため、当該補助事業の交付規程等を参照の上、対象事業要件に沿った業務運営を行うこと。

5. 業務実施体制

- (1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 本業務の企画運営スケジュールの管理を適切に行うこと。
- (3) 発注者と随時打合せを重ね、無理のないスケジュールで進めることができるよう努めること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、双方協議の上、決定する。ただし、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

6. 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、弟子屈町水道課管理係へ提出することとする。
 - ア 業務報告書・・・・・・・・・・印刷物（A4版）2部及び電子データ
 - イ 業務に用いた参考資料及び各種データ・・・電子データ一式
- (2) 電子データの仕様については以下のとおりとする。
 - ア Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。
 - イ 使用するアプリケーションソフトは、以下のとおりとする。
 - ①文 章：Microsoft社Word（ファイル形式はWord2010で表示・編集が可能なものであること。）
 - ②計算表：Microsoft社Excel（ファイル形式はExcel2010で表示・編集が可能なものであること。）
 - ウ イによる成果品に加え「PDFファイル形式」による成果品を作成すること。
- (3) 受託者は、成果品の引渡しにあつては期限を遵守し、かつ、弟子屈町の検査を受けなければならない。

- (4) 検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

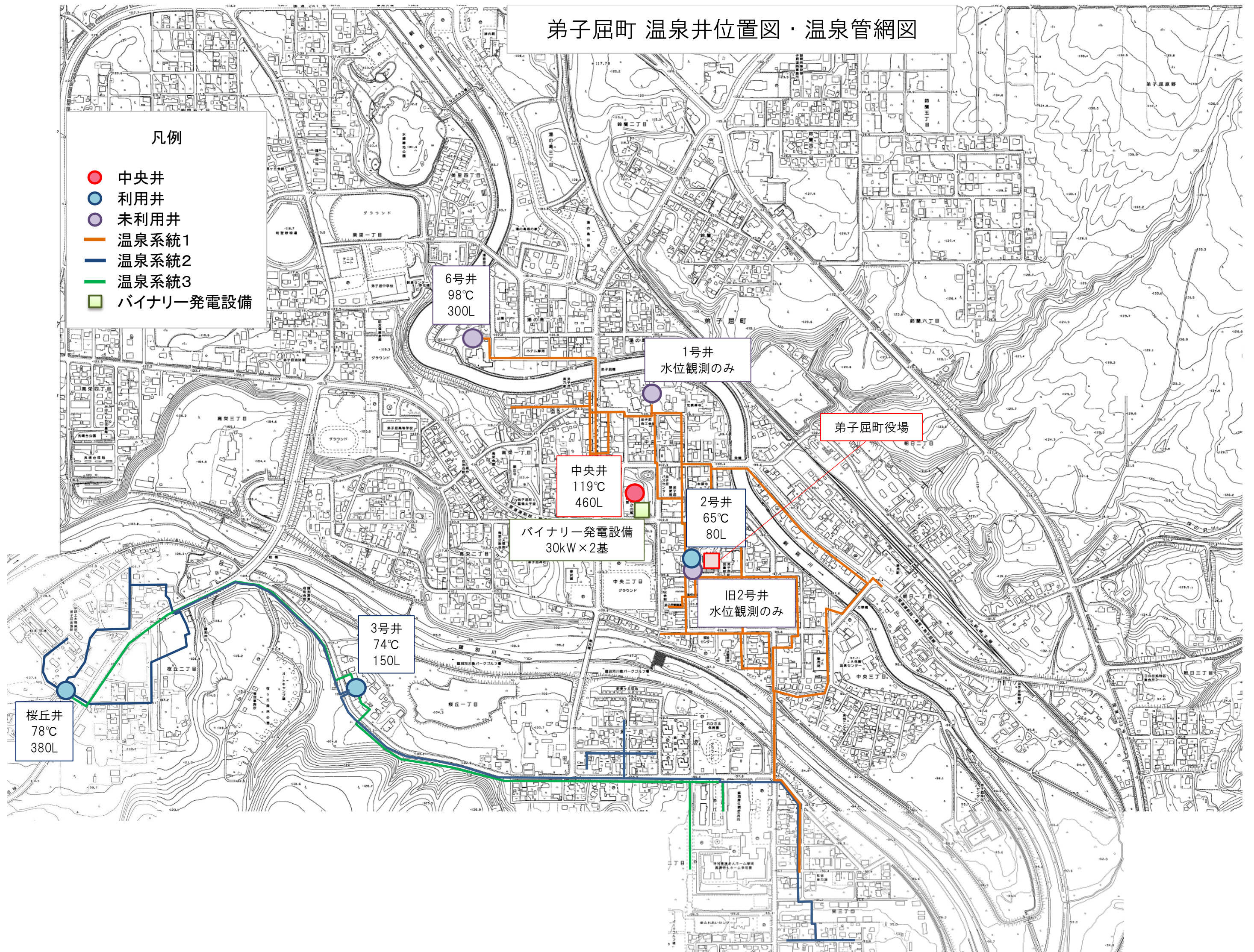
7. 留意事項

- (1) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもってすべて町に移転する。
- (2) 受託者は、町が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決するに要する一切の費用を含む）において解決すること。
- (6) 本業務の実施際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内および委託業務期間終了後においても、当該業務で知りえた秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (7) 受託者は本業務の全てを第三者へ委託、また請け負わせることができない。
- (8) 本業務の成果品に対する契約不適合の取扱いについては、受託者の契約不適合責任期間を契約満了後1年間とする。
- (9) 弟子屈町情報公開条例（平成13年弟子屈町条例第23号）に基づく情報公開の対象となる。

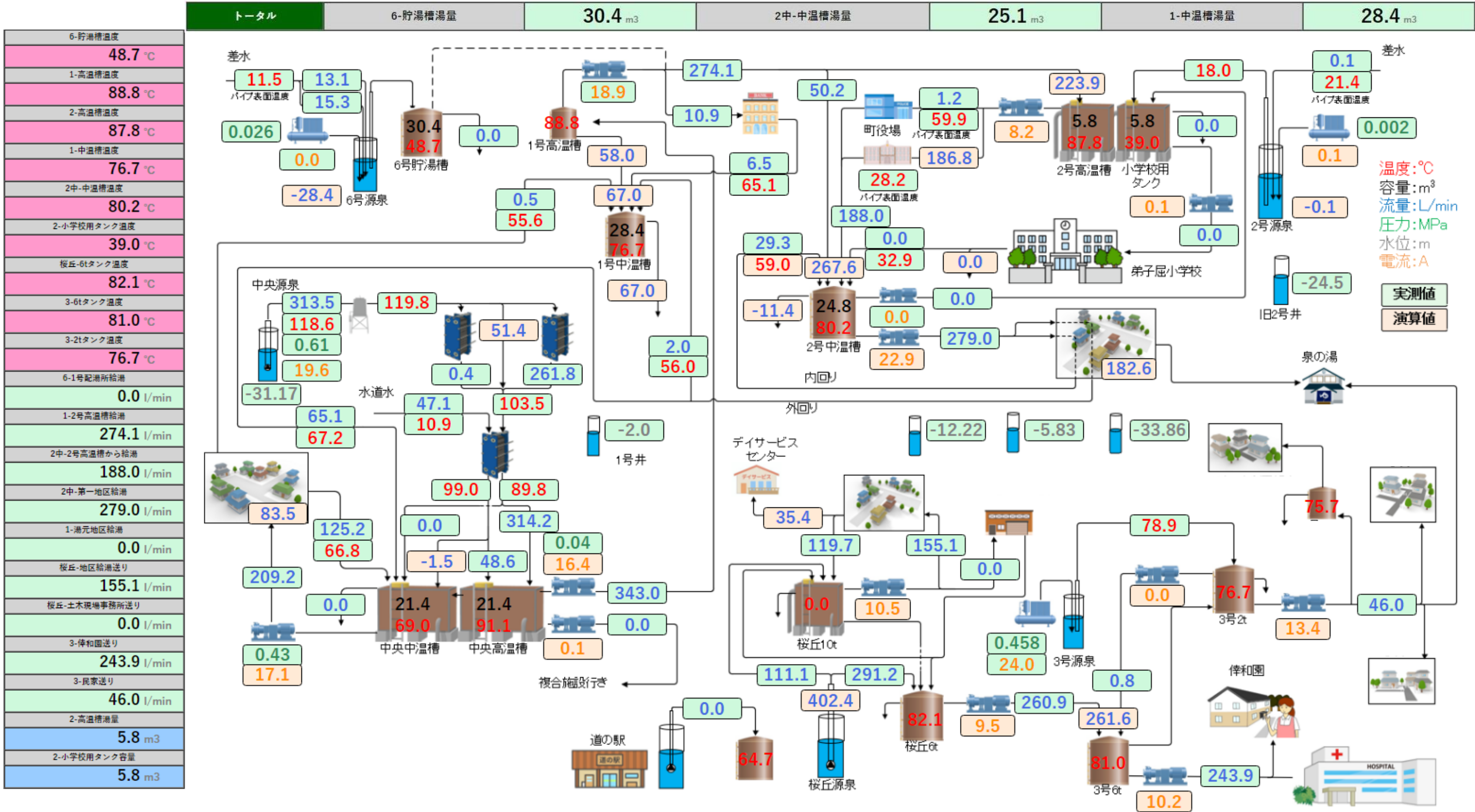
弟子屈町 温泉井位置図・温泉管網図

凡例

- 中央井
- 利用井
- 未利用井
- 温泉系統1
- 温泉系統2
- 温泉系統3
- バイナリー発電設備



温泉モニタリングシステム管理画面



※一部の施設名等は非表示